

特別給水契約制度について

◆特別給水契約制度とは

本制度は、大口水道使用者が一定の基準水量を超えて使用された場合に、基準水量を超えた水量について低額な料金単価で利用できる契約制度です。

本制度の料金体系で使用するか、現行の料金体系で使用するかどうかはお客様が選択することができます。

◆基準水量及び料金単価

- 基準水量とは、本契約を締結した後、従量料金を引き下げる基準となる水量で、1か月当たり1,000 m^3 です。
- 本契約を締結すると、1,000 m^3 を超える水量に係る従量料金が1 m^3 当たり260円(税抜)から200円(税抜)になります。
- ただし、本契約を締結すると、1か月の使用水量が基準水量の1,000 m^3 を超えない場合でも基準水量を使用したとみなし、1,000 m^3 分の水道料金を請求させていただきます。
- 本契約を締結しても下水道使用料については従来どおりの金額となります。

◆1か月当たりの料金単価(税抜)

現行

メーター 口径	基本料金 10 m^3 まで	超過料金 1 m^3 につき
13mm	1,800円	11 m^3 ~30 m^3 120円
20mm	1,900円	31 m^3 ~50 m^3 155円
25mm	2,800円	51 m^3 ~100 m^3 200円
30mm	4,500円	101 m^3 以上 260円
40mm	10,000円	
50mm	20,000円	
75mm	40,000円	
100mm	70,000円	



契約締結後

メーター 口径	基本料金 10 m^3 まで	超過料金 1 m^3 につき
13mm	1,800円	11 m^3 ~30 m^3 120円
20mm	1,900円	31 m^3 ~50 m^3 155円
25mm	2,800円	51 m^3 ~100 m^3 200円
30mm	4,500円	101 m^3 ~1,000 m^3 260円
40mm	10,000円	
50mm	20,000円	
75mm	40,000円	
100mm	70,000円	
		<u>1,001m^3以上</u> <u>200円</u>

◆契約の要件

- 直近の 1 年間における 1 か月当たりの使用水量が 1,000 m³を超える使用実績があるか又は当該使用が明らかであると認められること。
- 上下水道料金の滞納がないこと。
- 本契約を一度解除した場合は、解除から 1 年以上経過していること。

◆契約の期間

- 契約期間は、契約の申込みがあり契約を締結した日からその日の属する年度末（3月31日）までとなります。
- 契約満了までに解除の申し出がない場合は 1 年間の自動継続となります。
- 年度途中での解約は可能ですが、解約後 1 年間は再度契約ができません。
- 本契約による料金の適用は、原則として契約を締結した日以降最初の検針により確定する使用分からとなります。

◆水道料金計算シミュレーション

- 例：メーター口径 50mm で 1 か月に 1,500 m³使用した場合（税抜）

現行

使用水量	計算方法	料金
1 m ³ ～ 10 m ³	基本料金	20,000 円
11 m ³ ～ 30 m ³	120 円×20 m ³	2,400 円
31 m ³ ～ 50 m ³	155 円×20 m ³	3,100 円
51 m ³ ～ 100 m ³	200 円×50 m ³	10,000 円
101 m ³ ～ 1,000 m ³	260 円×900 m ³	234,000 円
1001 m ³ ～ 1,500 m ³	260 円×500 m ³	130,000 円
合計(税抜)		399,500 円



契約締結後

使用水量	計算方法	料金
1 m ³ ～ 10 m ³	基本料金	20,000 円
11 m ³ ～ 30 m ³	120 円×20 m ³	2,400 円
31 m ³ ～ 50 m ³	155 円×20 m ³	3,100 円
51 m ³ ～ 100 m ³	200 円×50 m ³	10,000 円
101 m ³ ～ 1,000 m ³	260 円×900 m ³	234,000 円
1001 m ³ ～ 1,500 m ³	200 円 ×500 m ³	<u>100,000 円</u>
合計(税抜)		369,500 円

1 か月当たり 30,000 円（税抜）、年間で 360,000 円（税抜）安くなります。